

地方独立行政法人宮城県立病院機構 役員賠償責任保険業務仕様書

I 共通事項

1 保険契約者

地方独立行政法人宮城県立病院機構

2 被保険者

地方独立行政法人宮城県立病院機構の全役員（理事長，副理事長，理事，監事）で，退任役員及び本保険期間中に新たに選任された役員を含む。ただし，本保険加入時以前に退任した役員は除く。

なお，役員が死亡した場合には，その相続人又は相続財産法人を，役員が破産した場合にはその破産管財人を被保険者とみなす。

3 保険期間

令和3年4月1日午後4時から令和4年4月1日午後4時まで（1年間）

4 遡及日

平成23年4月1日

5 保険料支払方法

一時払い

6 その他

本仕様書の内容を満たすものである場合，保険種目，特約条項等の名称は問わない。

II 保険内容

1 保険種目（適用約款）

会社役員賠償責任保険約款

2 付帯する特約条項

- ①地方独立行政法人特約（地方独立行政法人向けに用語の定義を行う特約）
- ②権限を逸脱した行為等に起因する損害賠償請求不担保特約
- ③知的財産権訴訟に起因する損害賠償請求不担保特約
- ④日付データ処理等に関する不担保特約
- ⑤使途不明金支払に起因する損害賠償請求不担保特約
- ⑥米国・カナダにおける業務活動に関する特約
- ⑦法人訴訟担保特約
- ⑧雇用慣行賠償責任保険担保特約
- ⑨訴訟対応費用担保特約

3 保険金の種類

損害賠償金（判決金額，和解金等）

争訟費用（争訟費用，和解・調停費用，弁護士に支払う着手金・報酬金，これらに付随する調査費用等）

※争訟費用については，免責条項に該当する恐れがない限り，紛争の解決に先立って支払うものとする。

4 支払限度額

1億円 縮小てん補割合100%，自己負担額なし

5 保険適用地域

全世界（北米・欧州・カナダを除く）

6 保険料算出基礎

直近会計年度営業収益：15,710,190,577円

（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

7 その他

- ・本仕様書記載の特約条項以外で保証範囲を縮小する特約は一切付帯しないものとする。
- ・本仕様書に明示のないもの，又は疑義があるものについては，地方独立行政法人宮城県立病院機構と落札者が協議の上，決定するものとする。